

令和4年3月18日

総務文教委員会資料

議会事務局

目 次

[報告事項]

- 1 政務活動費に係る住民訴訟への対応について 1 頁

政務活動費に係る住民訴訟への対応について

[庶務課]

1 概要

平成30年4月20日に富山市長に対し提起された政務活動費に係る住民訴訟の第一審判決が本年3月2日に言い渡された。

判決を精査したところ、その内容に不服があることから、名古屋高等裁判所に控訴したものの。

2 第一審判決の内容

富山市長に対し、自由民主党会派に1,408,175円及びこれに対する年5%の割合の金員を請求するよう求める。

原告のその余の請求をいずれも棄却する。

3 控訴について

(1) 控訴日

令和4年3月15日

(2) 主な控訴理由

第一審判決の政務活動費の消滅時効の解釈に関する重要な事項等について、不服があるため。

(3) 訴訟代理人

東 博幸弁護士、川島 泰士弁護士の2名

(4) 着手金

323,400円（今年度予算内で流用対応）